⑶　「⑵一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

⑷　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）年間熱負荷係数　屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。

ⅱ）ＢＰＩ　年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。

ⅲ）基準対象外　基準省令附則第３条第２項又は第４条第３項の規定の適用を受ける場合をいいます。

「２．一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

⑴　申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第８条第３号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください（「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第８条第３号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載の上（「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。）、複合建築物全体について「⑶複合建築物」に記載してください。

⑵　「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第８条第１号ロ⑴の基準」、「基準省令第８条第１号ロ⑵の基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。ＢＥＩについては、小数点第二位未満を切り上げた値を記載してください。

⑶　「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

⑷　この欄において、「ＢＥＩ」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

⑥　【14. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れてください。

⑦　【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第３項及び第６項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号及び第３項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の１を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の１とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑧　第二面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

４．第三面関係

①　第三面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

②　住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

③　【４．住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、３．第二面関係の注意⑤のとおりとします。

「１．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第１条第１項第２号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

「２．一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「ＢＥＩ」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れた上で記載してください。「ＢＥＩ」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

④　【５．住戸に係る認定の申請の有無】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合であって当該住戸について認定の申請を行う場合には「有」のチェックボックスに、行わない場合には「無」のチェックボックスに、「Ｖ」マークを入れてください。

⑤　第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

５．第四面関係

第四面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第二（第三条関係）（日本工業規格Ａ列４番）

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書

認定番号第　　号
認定年月日　　年　月　日
（※）確認番号第　　号
確認年月日　　年　月　日
建築主事の氏名

殿

所管行政庁　　印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第30条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

１．申請年月日

２．申請者の住所

３．認定に係る建築物の位置

（※）は、法第30条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。